

令和2年10月1日から 「富山県重度心身障害者等医療費助成制度」 が変わります

助成
制度

新たに **65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級所持者**の方が **対象** となります

「富山県重度心身障害者等医療費助成制度」は、障害のある方々を対象に、医療費の自己負担分を助成する制度です。

助成を必要とする方々が安心して医療を受けられるよう、**令和2年10月1日以降診療分の医療費から**、自己負担分全額助成の対象となる方を拡大します。

※65歳以上の方の取扱いとは従来通りです

対象者	対象医療	助成額
65歳未満で ●自己負担分全額助成の対象者 (1)身体障害者手帳1・2級所持者 (2)療育手帳A所持者 ●令和2年10月1日から追加される対象者 (3)精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ※有効期限内のものに限る ※所得制限があります (対象となる障害者の属する世帯の前年分の 合計所得金額が1,000万円未満であること)	入院、通院の内、医療保険が 適用される医療等 	自己負担分 を全額助成 (食事・生活療養費 等の保険対象外の 費用は助成されま せん)

● **事前に市町村の窓口で申請し、受給の決定(受給者証の交付)を受ける必要があります**

● **精神障害について、手帳のない方は精神障害者保健福祉手帳1級の手帳を取得する必要があります(申請窓口は市町村となります)**

○ 自立支援医療受給者証(精神通院)は、これまで通り申請していただきますようお願いします

※ 市町村によって制度の内容や手続きが異なる場合がありますので、詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口へお問い合わせください



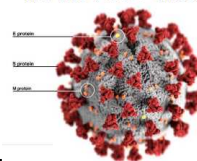
富山県 厚生部 健康課 精神保健福祉係

TEL:076-444-3223

新型コロナウイルス感染症とは

- 感染経路 : 飛沫感染、接触感染、(エアロゾル)
- 潜伏期間 : 1日～14日(平均5日)
発症から間もない時期の感染性が高い
- 感染可能期間: 発症2日前から発症後7～10日間程度
- 臨床症状 : 発熱、呼吸器症状(咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など)、頭痛、倦怠感など
※初期症状はインフルエンザや感冒と似ている。
下痢・嘔吐、嗅覚障害・味覚障害(若年者、女性に多い)
- 病態 : 上気道炎、肺炎、胃腸炎、腎不全、血管炎など
- 重症度 : 10代までは無症状が多い。高齢者になるほど重症例が増加

新型コロナウイルス SARS CoV-2



重症化のリスク因子

- ・ 65 歳以上の高齢者
- ・ 慢性呼吸器疾患
- ・ 慢性腎臓病
- ・ 糖尿病
- ・ 高血圧
- ・ 心血管疾患
- ・ 肥満 (BMI 30 以上)

重症化のリスク因子かは知見が揃っていないが要注意な基礎疾患

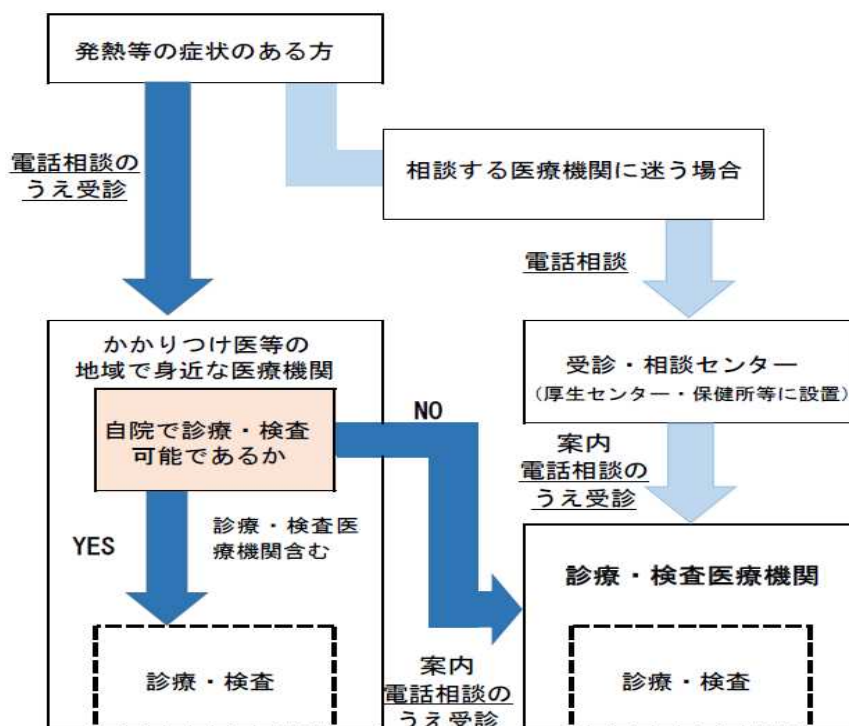
- ・ 生物学的製剤の使用
- ・ 臓器移植後やその他の免疫不全
- ・ HIV 感染症 (特に CD4 <200 /L)
- ・ 喫煙歴
- ・ 妊婦
- ・ 悪性腫瘍

新型コロナウイルス
感染症(COVID-19)
診療の手引き第3
(R2.9.4)

1

外来診療体制図(R2年11月9日～)

インフルエンザ流行に備えた外来診療体制図
(令和2年11月9日(月)～)



2

高齢者等施設対策

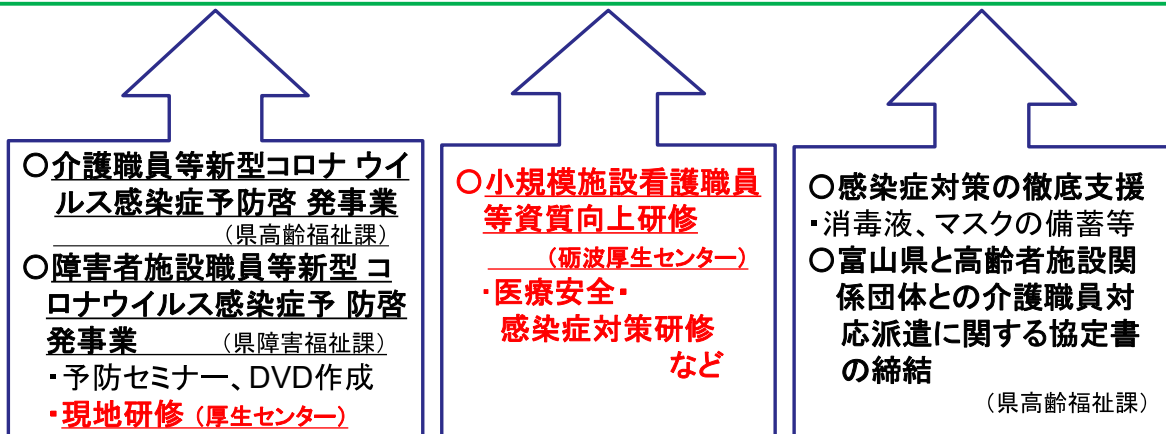
施設利用者に発熱などの症状(疑似症)が出現した場合の対応

【利用者の観察】

＜高齢者福祉施設従事者のためのQ&A(第2版)日本環境感染学会より＞

- 体温、呼吸、咳嗽などの呼吸器症状の有無を確認し、速やかに施設医師に相談
- 疑似症患者と判断されれば、PCR陽性患者とみなし、すみやかに隔離対策
- 要注意！！
 - ・ 発熱48時間以上 + 咳嗽(普通の肺炎としても要医療)
 - ・ 発熱48時間以上続くものが、同時期に **3人以上発生**

厚生センター・保健所への相談



3

介護施設・障がい者施設等新型コロナウイルス感染症予防啓発研修会

(砺波厚生センター・小矢部支所)

1 目的

重症化リスクを有する人が多く入所し、クラスターを起こすリスクも高い介護施設や障がい者施設における感染対策の充実を図る

2 実施状況

(1) 新型コロナウイルス感染症研修会

日時	会場	対象	内容	参加
7月22日(水) ～ 9月24日(木) 18:30～20:30	砺波市 南砺市 小矢部市	入所施設 通所・在宅 関係職員 (各2名程) 医師 看護師など	・ 講義 「新型コロナウイルス感染症の基礎知識」 講師 砺波厚生センター ・ 講義・演習 「新型コロナウイルス感染防止対策の実践」 講師 公的病院感染管理認定看護師 富山福祉短期大学教授	計6回 342人

(2) 介護施設、障害者施設等現地研修会

日時	会場	対象	内容	参加
9月4日(金) ～ 10月30日(金) 午後	砺波市 南砺市 小矢部市	入所施設 関係職員	・ 新型コロナウイルス対応状況自己チェック ・ 施設内ラウンド ・ 質疑応答 講師 公的病院感染管理認定看護師 砺波厚生センター	障害者 6か所 高齢者 10か所

4

もし患者が発生したら・・・→感染拡大防止

濃厚接触者への対応

濃厚接触者

「患者」の**感染可能期間(発症2日前～)**に接触した者のうち、次に該当

- 患者と同居、長時間接触(車内、航空機内等含む)
- 適切な感染防護なしに患者を診察、看護、介護
- 患者の気道分泌液、体液等の汚染物質に直接接
- その他

手で触れることのできる距離(目安として1m)で
必要な感染予防策なしで、
患者と15分以上の接触があった者

布マスクは
マスクなし
と判断

濃厚接触者等の確定と初期スクリーニング

全ての濃厚接触者にPCR検査

濃厚接触者のフォロー等

- ・濃厚接触者 : 陰性だった場合にも14日間の健康観察。不要不急の外出控える。
- ・同居者 : マスク着用、手指衛生の遵守

積極的疫学調査実施要領R2.5.29より

5

積極的疫学調査への協力

積極的疫学調査とは

感染症法に基づき、保健所等の行政が感染症の発生した周辺状況等の情報を収集し、**発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源等を推定し、**感染拡大の防止に役立てるもの

主にご協力いただくもの

- (1)濃厚接触者の特定
- (2)感染源・感染経路推定

事業所への依頼事項 (積極的疫学調査に必要な事項)

- ・接触者リスト(特に発症2日前～入院まで)
患者等との接触状況、マスク、防護具等着用状況
- ・利用者のケア記録(体温、症状等が分かるもの)
- ・職員の直近2週間の勤務表
- ・施設に出入りした者の直近2週間の記録
来訪日時、体温、氏名、連絡先等
- ・施設の平面図 等

○利用者が濃厚接触者になった場合

□原則、個室に移動

- 個室が不足⇒ 症状のない濃厚接触者を同室とする
- 個室管理ができない⇒濃厚接触者にサージカルマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等を実施
- 部屋を出る際マスク着用、手指衛生の徹底

□可能な限りその他の利用者と担当職員を分けて対応

□職員は手袋、マスクを着用。飛沫感染のリスク高い状況では適宜目の保護具着用。

□「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」等

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(その2)
令和2年10月15日一部改正

6

症状を有する医療・介護従事者の積極的検査

和2年10月16日新型コロナウイルス感染症 対策推進本部事務連絡 抜粋

「医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について」

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、「新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の取扱いについて」(令和2年8月3日付け事務連絡)1において、お示したところです。

・・・

また、秋冬に向けて発熱患者が増えていくことが考えられますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためには、医療機関、高齢者施設の入所者は、重症化リスクが高いことから、施設内感染対策の強化が重要となります。

このため、高齢者は重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きくなることから、特に、重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者の方々で、こうした症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をいただくよう、お願いいたします。貴職におかれては、管内の医療機関等に周知いただくとともに、医療機関等から相談があれば、検査の実施に向け、積極的な対応をお願いいたします。

7

クラスター連鎖が考えられる特定の地域や集団、組織等に属する者への検査

令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症 対策推進本部事務連絡 抜粋

「医療機関における新型コロナウイルス感染者発生時の行政検査について」

【行政検査の対象者】

- ①新型コロナウイルス感染症の患者
- ②当該感染症の無症状病原体保有者
- ③当該感染症の疑似症患者
- ④当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

○ 上記④については、……「濃厚接触者」が該当することをお示していますが、必ずしもこれに限られず、以下のような者についても④に該当すると考えられます。

- 特定の地域や集団、組織等において、
 - ・ 関連性が明らかでない患者が少なくとも複数発生しているなど、検査前確率が高いと考えられ、かつ、
 - ・ 濃厚接触を生じやすいなど、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にある
- と認められる場合における、当該地域や集団、組織等に属する者

8